

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛先) 京都府知事	平成23年 7月26日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府舞鶴市倉谷1350番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) キリンバレッジ株式会社 舞鶴工場 工場長 竹重和行

環境マネジメントシステムの名称	キリンバレッジ株式会社舞鶴工場環境マネジメントシステム (JISQ14001:2004(ISO14001:2004))
適用範囲	キリンバレッジ株式会社 舞鶴工場
導入年月日	1999年 9月 22日
認証番号	JMAQA-E061
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境方針は、環境目的及び目標を設定し、行動するための枠組みを提供する。 2. 環境方針は、汚染の予防に関するコミットメント、及び関連する環境の法規制・組織が同意するその他の要求事項を順守するコミットメントを含む。 3. 各担当者は、環境方針を十分理解するとともに、組織メンバー又は組織のために働くすべての人に周知徹底する。 4. 環境管理責任者は、環境方針を一般の人が入手可能にする。 5. 工場長は、環境マネジメントシステムの実施状況、変化している周囲の状況及び継続的改善へのコミットメントに照らして、環境方針を定期的にレビューし、改訂を行う。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標(以下「目標」という。)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 省エネルギーの推進(2010年度環境目標) 目標 : 電力原単位 55.8 kWh/kl 燃料原単位(灯油) 31.2 l/kl 燃料原単位(LNG) 20.6 kg/kl CO2 86.9 kg/kl 2. 公害防止対策の強化 目標 : 市協定違反無し、かつ環境事故度数ゼロ 3. 社内外への環境教育の推進 目標 : 社内環境教育の実施2回以上
目標を達成するための取組の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 省エネルギー(CO2削減) <ul style="list-style-type: none"> ・ユーティリティ会議(1回/月)で評価 ・省エネ会議(1回/月)で省エネ推進 2. 公害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・環境委員会(1回/月)で評価 3. 法令順守 <ul style="list-style-type: none"> ・環境研修(2回/年) ・コンプライアンス研修(1回/年)
目標を達成するための取組の進捗状況	<ol style="list-style-type: none"> 1. 省エネルギー('10年4月~'11年3月実績) <ul style="list-style-type: none"> ・電力原単位 54.5 kWh/kl ・燃料原単位(灯油) 32.5 l/kl ・燃料原単位(LNG) 22.1 kg/kl ・CO2 79.8 kg/kl 2. 公害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・市協定違反無し、環境事故度数ゼロ 3. 法令順守 <ul style="list-style-type: none"> ・環境研修2回実施(5月ISO14000研修実施、9月廃棄物研修実施) ・コンプライアンス研修(1月実施)
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 省エネルギー <ul style="list-style-type: none"> ・電力原単位 : 省エネにより達成できた。 ・燃料原単位 : 灯油 : 4月度の製造が前年度比8%と大幅減で未達成 LNG : 5月~3月度は製造数量の減少、少量多品種化、蒸気使用量が多い品種の増加、粕乾燥機の蒸気使用量増加により未達成 ・CO2 : ボイラ・冷凍機の更新により大幅に削減し、達成できた。 2. 公害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・当初計画どおり取り組みことができています。 3. 法令順守 <ul style="list-style-type: none"> ・当初計画どおり取り組みことができています。
事業活動に係る法令の遵守の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境関連法規、規制、協定等を順守し、違反・指摘なし。 ・環境に関する法規制等のチェックリストにより1回/年確認・評価を行う。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	<p>工場長は、環境マネジメントシステムの適合性及び有効性の確保・継続のため、以下の通り環境マネジメントシステムをレビューする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①内部監査の結果、レビューが必要とされる場合。 ②環境に関する重大な問題が生じた場合。 ③環境に関する新しい業務が導入された場合。 ④関連する利害関係者により環境に関して要求事項が生じた場合。 <p>⑤上記①から④に該当しない場合も前回のレビューから1年以内に実施する。</p>

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムの内容について第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。